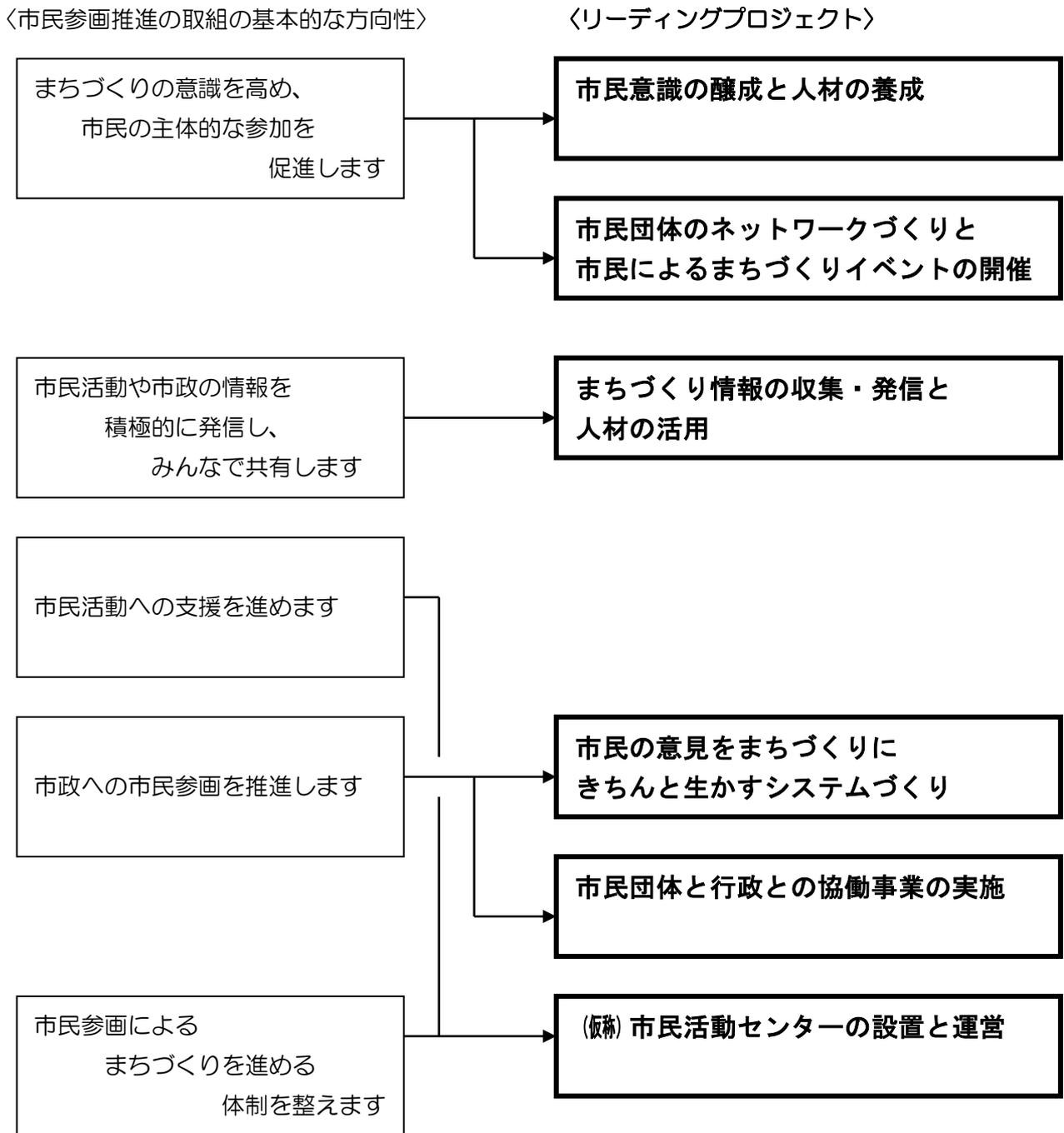


4章 リーディングプロジェクト（重点的・先導的な取組）

3章の「具体的な取組」の中から、市民参画のまちづくりを重点的・先導的に進めていくための事業として、リーディングプロジェクトを設定します。

【リーディングプロジェクトの一覧】



◆プロジェクト①

市民意識の醸成と人材の養成

◇目的

市政や市民主体のまちづくりへの参画を促すため、若者も、子どもも、みんながこのまちの主人公であることを自覚できるように、市民一人ひとりの意識を高め、これからのまちづくりを担う人材の養成を図ります。

◇具体的な内容

○市民の意識の醸成に役立つ情報の提供

- ・「広報いとう」「伊東市ホームページ」や各市民団体の機関紙等で、まちづくりの先進的な取り組みや本市の市民団体等の取り組みを情報発信していきます。

○まちづくりの担い手を育てる各種講座の開講

- ・広く市民を対象とした、まちづくりの講演会やシンポジウムを開催します。
- ・町内会役員等を対象とした地域リーダー養成講座や、子どもを対象とした高齢者によるまち・ふるさと再発見の講座等を開講します。
- ・市民活動をサポートする専門家の養成講座や、ボランティアコーディネーターの養成講座等を開講します。

○まちづくりに気軽に参加できる場の提供

- ・美化運動等、市民が気軽にこそって参加できるまちづくりの場の提供を推進します。
- ・小中高校生が様々なまちづくり活動を体験できる場の提供を推進します。

○市職員の市民参画に係る研修等の実施

- ・専門家や市民団体等を招いて、市民参画に係る研修を実施します。
- ・市民団体や地域団体の活動への市職員の参加を促進します。

◇実施主体・体制

- 市民意識の醸成に役立つ情報の提供 : 行政、市民団体
- まちづくりの担い手を育てる各種講座の開講 : 行政、教育委員会、市民
- まちづくりに気軽に参加できる場の提供 : 区長会、市民
- 市職員の市民参画に係る研修等の実施 : 行政

◇推進の手順

- ⇒ ① まちづくり情報を発信し、市民の意識を醸成します。
- ⇒ ② 各種講座を開講して、まちづくりの担い手を育成します。
- ⇒ ③ 市民参加を進めるため、まちづくりに気軽に参加できる場を提供します。

◆プロジェクト②

市民団体のネットワークづくりと市民によるまちづくりイベントの開催

◇目的

自分たちのまちに愛着を持ち、市民意識を高め、市民による活動を一層推進していくために、各種市民団体による新たな体制を整えます。

◇具体的な内容

○市民団体のネットワークづくりの推進

- ・同じテーマに関心のある市民団体が集まって、意見交換をする場をつくれます。
- ・市民団体のネットワーク会議を開催して、情報交換や活動のアドバイスなどを相互に行います。
- ・市民団体が市民活動を支援する組織をつくり、市民活動への支援を進めます。

○市民団体同士の協働による活動の推進

- ・市民、市民団体同士が、企画から評価段階までを協働して、まちづくり活動の実践やイベント・交流会等の開催を行うことを推進します。

◇実施主体・体制

○市民団体のネットワークづくりの推進：市民団体・NPO、

市民会議メンバー（事務局）、

行政（初期のサポート）

○市民団体同士の協働による活動の推進：市民（個人）、地域、市民団体・NPO

◇推進の手順

- ⇒ ① まちづくりの活動拠点を確保します。
- ⇒ ② 市民団体のネットワーク組織を設立します。
- ⇒ ③ 市民団体間での情報交換や意見交換等を進めます。
- ⇒ ④ 市民団体同士の協働により、活動の実践やイベントの開催等を進めます。

◆プロジェクト③

まちづくり情報の収集・発信と人材の活用

◇目的

市民主体の活力あるまちづくりをめざして、市民活動や市民参画に係る情報を市民に一層浸透させるとともに、まちづくりに係る知識や技術を求めている人とそれを提供できる人材が結びつく仕組みをつくります。

◇具体的な内容

○まちづくり情報の収集

- ・市民特派員等により、市民活動に関する情報を収集します。
- ・市民活動に必要な場所、設備等の情報を収集します。
- ・まちづくりの先進事例や制度等の情報を収集します。

○まちづくり情報の発信

- ・収集した情報を、インターネット、広報、専門広報誌、掲示板等により発信します。
- ・まちづくりの情報を整理して、データベース化し、情報を共有できるようにします。

○まちづくりの人材の活用

- ・市民や市民団体から「こんなことができます」等の情報を集め、人材の情報バンクとして整理します。
- ・市民や市民団体から「こんな人の手が借りたい」等のリクエストを受け付け、窓口やホームページにより、人材の紹介やあっ旋を行います。
- ・あわせて、ボランティアポイント制の導入を検討します。

◇実施主体・体制

- まちづくり情報の収集：NPOなど市民団体、行政（情報収集の支援）
- まちづくり情報の発信：NPOなど市民団体、行政（情報発信の支援）
- まちづくり人材の活用：NPOなど市民団体

◇推進の手順

- ⇒ ① まちづくりに関する様々な情報を収集します。
- ⇒ ② 収集した情報を整理し、データベース化します。
- ⇒ ③ 人材の情報バンクを設立します。
- ⇒ ④ まちづくりの情報を発信します。
人材の紹介や斡旋を行います。（ボランティアポイント制の検討）

◆プロジェクト④

市民の意見をまちづくりにきちんと生かすシステムづくり

◇目的

活力があり、安心して暮らすことのできるまちをつくるため、市民の声がまちづくりにきちんと生かされるように、行政の体制や制度を整えます。

◇具体的な内容

○委員会・審議会等の運営の見直し

・各種委員会や審議会等の運営を見直し、性別、年齢、職業、役職など幅広い層からの市民参画を推進し、活発な協議・審議が行われるように努めます。

○パブリックコメントの実施

・施策の立案・決定過程において、広く市民に素案を公表し、出された市民の意見を考慮して施策を実施することを推進します。

○市民意見への対応の説明

・市民からのまちづくりの提案について、取り扱いの結果を説明することを推進します。あわせて、提案内容と行政の対応を広く市民に公開していきます。

○市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくり

・まちづくりの基本的な考え方、市民参画による市政運営の基本方針等を明確にする制度等の制定を検討します。

◇実施主体・体制

○委員会・審議会等の運営の見直し：行政

○パブリックコメントの実施：行政

○市民意見への対応の説明：行政

○市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくり：行政、
市民による検討を行う会議

◇推進の手順

⇒ ① 委員会等の運営の見直し、パブリックコメントの実施により、市民の意見をまちづくりに生かすことを推進します。

⇒ ② あわせて、市民の意見への対応を説明することを推進します。

⇒ ③ 市民の意見をまちづくりに生かす取り組みの実績や課題をふまえて、市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを検討します。

◆プロジェクト⑤

市民団体と行政との協働事業の実施

◇目的

より魅力あるまちをつくっていくために、また、よりニーズに対応した市民サービスを提供していくために、市民団体と行政との協働による事業実施の仕組みをつくります。

◇具体的な内容

○市民と行政の協働による市民提案事業の実施

- ・市民団体と行政の協働により実施する事業を、市民団体や行政が提案し、年に1つは実施する仕組みをつくります。

○市民団体への事業委託の推進

- ・市民サービス提供や施設管理等の適切な事業について、市民団体へ委託することを推進します。

◇実施主体・体制

○市民と行政の協働による市民提案事業の実施：

市民団体、市民活動促進に係る担当組織（調整役）、事業担当課

○市民団体への事業委託の推進：

事業担当課、市民団体

◇推進の手順

- ⇒ ① 市民と行政の協働による市民提案事業の枠組みを検討し、事業化します。
- ⇒ ② 市民等から、協働事業の提案を募集します。
- ⇒ ③ 市民と行政からなる組織により、提案を検討し、実施する事業を決めます。
- ⇒ ④ 提案した市民団体と事業担当課により、事業内容を検討し、実施します。

◆プロジェクト⑥

(仮称) 市民活動センターの設置と運営

◇目的

- 市民や市民団体が集まって、まちづくりを勉強し、話し合える場をつくります。
- 市民と市民、市民と行政が情報を共有できる場をつくります。
- 市民と市民、市民と行政のネットワークの拠点となる場をつくります。
- 市民の活動の助力の拠点となる場をつくります。

◇具体的な内容

(仮称) 市民活動センターで、以下のことについて取り組みます。

○まちづくりに関する調査や研究、提言

- ・市民主体のまちづくりに関する調査や研究、市民主体のまちづくりを進めるための提言等を行います。

○まちづくり情報の受発信

- ・市民や市民団体の活動、各地域の取組等、まちづくりのさまざまな情報を収集し、市民が求めている情報を見ることができるようになります。
- ・個人や団体が、双方向にまちづくりの情報や意見を交換できる場を設けます。
- ・行政の計画や事業について、企画の段階から結果までを市民にわかりやすい表現で情報公開する場を設けます。

○市民活動の相談

- ・アドバイザーを置いて、市民活動の相談を行います。
- ・資金面など市民活動の推進に関する情報を収集し、市民団体に提供します。

○学習会等の開催

- ・まちづくりを担う人を育てるための学習会を開催します。
- ・市民団体を対象に、市民活動を推進していくための勉強会を開催します。

○会議場所の提供や機材の貸し出し

- ・話し合いや会議のための場所を提供します。
- ・コピー機や製本機等を自由に利用できる場を設けます。

◇実施主体・体制

- センターの運営・管理 : 市民による新規の運営組織
- 施設等の確保、運営費の支出 : 行政、市民

◇推進の手順

- ⇒ ① 伊東まちづくり市民会議委員等による「市民の活動センター設置委員会」を設立し、センターの事業内容や運営体制等を検討します。
- ⇒ ② センターを設置し、市民組織による運営を行います。